宿　泊　約　款

（適用範囲）
第１条　当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ）又は一般に確立された慣習によるものとします。
２．当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊約款の申込み）
第２条　当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
（１）宿泊者名
（２）宿泊日及び到着予定時刻
（３）宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による。）
（４）その他当館が必要と認める事項
２．宿泊客が、宿泊中に前項２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊約款の成立等）
第３条　宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
２．前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（３日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
３．申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。
４．第２項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）
第４条　前条第２項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
２．宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）
第４条の２　当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第４条の２第１項の規定による協力を求めることができます。

（宿泊契約締結の拒否）
第５条　当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第５条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
（１）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
（２）満室により客室の余裕がないとき。
（３）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
（４）宿泊しようとするものが、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ．暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ．法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
（５）宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（６）宿泊しようとする者が、旅館業法第４条の２第１項第２号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
（７）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第７条第２項又は第８条第２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
（８）宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれがある要求として旅館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。
（９）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
（10）長野県旅館業法施行条例５条の規定する場合に該当するとき。

（宿泊契約締結の拒否の説明）
第５条の２　宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができる。
（宿泊客の契約解除権）
第６条　宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
２．当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、 その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除

したときを除きます。）は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金 支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

３．当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第７条　　当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。 ただし、本項は、当館が、旅館業法第５条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

（１）　宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

（２）　宿泊客が次のイからハに該当すると認められたとき。

イ．暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ．暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ．法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（３）　宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（４）　宿泊客が特定感染症の患者であるとき。

（５）　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（宿泊客が障碍者差別解消法第７条第２項又は第８条第２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）

（６）　宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。

（７）　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

（８）　長野県旅館業法施行条例５条の規定する場合に該当するとき。

（９）　客室内の喫煙（寝室での寝たばこを含む。）、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

２．当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第７条の２　宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第８条　宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

（１）　宿泊客の氏名、住所及び連絡先

（２）　日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

（３）　その他当館が必要と認める事項

２．宿泊客が第１２条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第９条　宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後３時から翌朝１０時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

２．当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には別表第３に掲げる追加料金を申し受けます。

（利用規則の遵守）

第 10 条　宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第 11 条　当館の主な施設等の営業時間は別表第４のとおりとします。

２．別表第４に掲げる営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第 12 条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に掲げるところによります。

２．前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

３．当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

４．当日予約・前日予約に関しましては宿泊料１００％の料金を前払いで頂きます。

（当館の責任）

第 13 条　当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

２．当館は、消防機関から防火基準点検済証または消防法令適合通知書を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）
第 14 条　当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
２．当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第２の違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）
第 15 条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償しま す。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合で あって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は１５万円を限度としてその損害を賠償します。
２．宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じ たときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、１５万円を限度として当館はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）
第 16 条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
２．宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
３．前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

（駐車の責任）
第 17 条　宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、 駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）
第 18 条　宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

＜別表第１＞
浜の湯 宿泊料金の算定方法 （第２条第１項及び第１２条第１項関係）

	内訳	
宿泊客が支払うべき総額 宿泊料金	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料＋朝・夕食の飲食料） ② サービス料（①×１０％）
	追加料金	③ 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他利用料金 ④ サービス料（③×１０％）
	税金	⑤ 消費税 ⑥ 入湯税（温泉地のみ）

備考１ 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
備考２ 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の７０％、子供用食事と寝具を提供したときは５０％、寝具のみを提供したときは３０％をいただきます。
寝具及び食事を提供しない幼児については、１名 3,300 円をいただきます

＜別表第２＞
浜の湯 違約金　（第６条第２項関係）

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日										
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	14日前	15日前	30日前
1名～14名	100%	100%	50%	30%	30%						
15名～30名	100%	100%	50%	30%	30%	30%					
31名～100名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%		
101名～	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	10%	10%

（注）
１．%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
２．契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。
３．団体客（１５名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の１０日前（その 日より後に申込をお引受けした場合には、そのお引受けした日。）における宿泊人員の１０％（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

＜別表第３＞
浜の湯 時間外追加料金（第９条第２項関係）

超過時間	追加料金
超過３時間まで	室料相当額の 30%
超過６時間まで	室料相当額の 60%
超過６時間以上	室料相当額の 100%

上記表中の「室料相当額」は、別表第１における基本宿泊料の７０％とします。

＜別表第４＞
浜の湯 施設等の営業時間（第 11 条第２項関係）

施設・サービス		
フロント	門限	午前 0時00分
	フロントサービス	午前 7時00分～午後 10時00分
飲食施設	朝食	午前 7時00分～午前 9時00分
	昼食	午前 11時30分～午後 2時30分
	夕食	午後 6時00分～午後 9時00分
その他の飲食等サービス	ラウンジ	午前 7時30分～午後 6時00分
	カラオケ・二次会処	午後 8時00分～午前 0時00分
附帯サービス施設	売店	午前 7時00分～午後 9時30分

＊詳しい営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2023年12月13日改訂
株式会社井口　浜の湯